



新潟県



発行 新潟県

号外 1

令和5年10月24日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主要目次

条例

- 28 新潟県旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)
- 29 新潟県プール条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)
- 30 新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (交通規制課)

条例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県プール条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和5年10月24日

新潟県知事 花角 英世

新潟県条例第28号

新潟県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

新潟県旅館業法施行条例（昭和45年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(社会教育施設等)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可等について意見を求める者)</p> <p>第3条 法第3条第4項（法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により、知事が意見を求めなければならない者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(宿泊を拒否できる理由)</p> <p>第5条 法第5条第1項第4号に規定する宿泊を拒むことのできる理由は、泥酔者等で他の宿泊者に対し著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合とする。</p> <p>(手数料)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 法第3条の2第1項、<u>第3条の3第1項又は第3条の4第1項</u>の規定により旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請をしようとする者は、1件につき7,400円の手数料を納めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(社会教育施設等)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項<u>及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可等について意見を求める者)</p> <p>第3条 法第3条第4項（法第3条の2第2項<u>及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により、知事が意見を求めなければならない者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(宿泊を拒否できる理由)</p> <p>第5条 法第5条第3号に規定する宿泊を拒むことのできる理由は、泥酔者等で他の宿泊者に対し著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合とする。</p> <p>(手数料)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 法第3条の2第1項<u>又は第3条の3第1項</u>の規定により旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請をしようとする者は、1件につき7,400円の手数料を納めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

新潟県条例第29号

新潟県プール条例の一部を改正する条例

新潟県プール条例（平成18年新潟県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（地位の承継）</p> <p>第9条 プールの開設者が<u>当該プールを譲渡し、又はプールの開設者について相続、合併若しくは分割（当該プールを承継させるものに限る。）があったときは、当該プールを譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該プールの開設者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、当該選定された者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該プールを承継した法人は、当該プールの開設者の地位を承継する。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（地位の承継）</p> <p>第9条 プールの開設者について、<u>相続、合併又は分割（当該プールを承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該プールの開設者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、当該選定された者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該プールを承継した法人は、当該プールの開設者の地位を承継する。</u></p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

新潟県条例第30号

新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（信号機に関する基準）</p> <p>第 2 条 信号機に関する法第36条第 2 項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は<u>特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第 3 項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び自転車</u>が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折し、又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>	<p style="text-align: center;">（信号機に関する基準）</p> <p>第 2 条 信号機に関する法第36条第 2 項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折し、又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。